

A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金 申請要領（2次）

施行日：令和7年5月27日
全国水産加工業協同組合連合会

全国水産加工業協同組合連合会（以下「全水加工連」という。）では、経済産業省予算によるA L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金の2次申請を、以下の要領で受け付けます。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給する方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金交付要綱」（令和7年3月13日20250306財福第3号）及び「A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金に関する交付規程」（令和7年4月14日）（以下「補助金適正化法等」という。）に基づき実施します。

その点について、よくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、全水加工連が、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下のURLにて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 全水加工連から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、又は補助事業の一部を第三者に委託し、若しくは第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未

満ものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

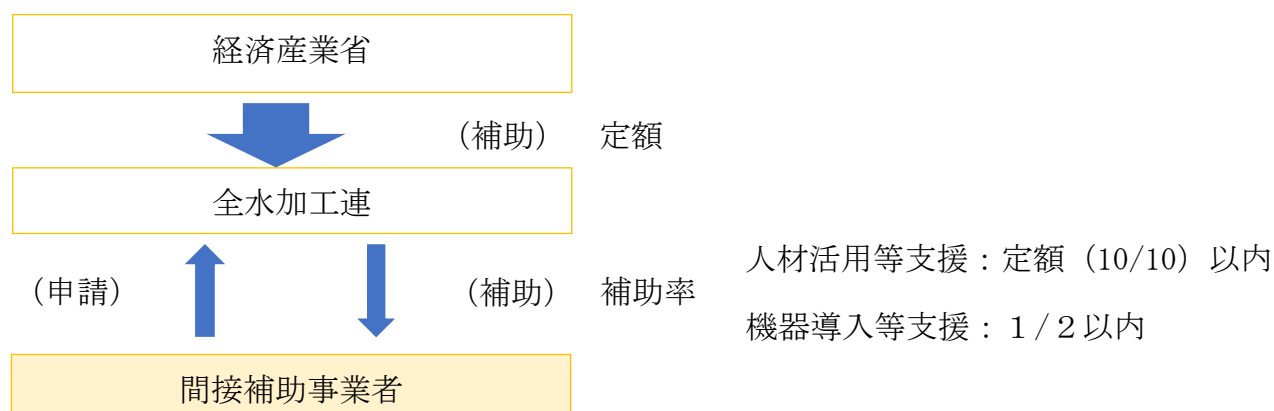
掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

1. 事業の目的

A L P S 処理水放出に伴い、A L P S 処理水関連の輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、国内加工体制の強化を図り、特定国・地域以外の国・地域への輸出、国内の販路拡大等により特定国・地域依存を分散することが重要です。

このため、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できるよう、水産物の新たな需要・供給構造を構築する取組を支援することを目的とします。

2. 事業スキーム



3. 事業内容

A L P S 処理水関連の輸入規制強化等を踏まえ、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できるよう、水産物の新たな需要・供給構造を構築する取組を支援します。

本事業では、「人材活用等支援」「機器導入等支援」の2つ事業種類があります。複数の事業を計画している場合にあっては、事業計画書中に複数の計画の内容を記載して申請することが可能です。また、同一事業年度内にて一度交付決定を受けた事業者は、原則再度申請することはできません。

（1）補助対象者・対象品目

補助対象者	水産加工業者 又は、上記以外のもので事務局が必要と認める団体等
対象品目	ほたて、 なまこ、

	または、輸入規制強化の対象となった品目のうち、当該申請者又は当該申請者が取り扱う対象品目の生産者若しくは生産者が組織する団体にとって、販売量又は販売額に占める輸入規制強化を行った国・地域への輸出量又は輸出額の割合（以下、「輸出依存度」）が高く（２割以上）、年間の販売額が 100 万円以上の品目であって、事務局が認める品目※ ¹
--	---

※ 1 事務局における第三者委員会で審査し、認められる品目

- ・ 年間販売額は、原則として、直近の会社事業年度の実績。
- ・ 輸出依存度は、原則として、輸入規制強化（令和 5 年 8 月 24 日）前の直近の会社事業年度の実績
- ・ 輸出依存度の計算に当たっては、事業部門単位によることも可

（２）補助対象経費等

事業種類	人材活用等支援	機器導入等支援
概要	水産加工業者等が行う既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援※ ²	水産加工業者等が行う国内の加工能力強化に係る機器導入等を支援※ ²
補助金額	上限・下限なし ただし、 ・ 新たに雇用した作業員に係る人件費 （上限 1 人 月あたり 5 万円） ・ 新たな又は追加の作業に係る人件費 （上限 1 人 月あたり 3 万円）	・ 上限 2 億円
補助率	定額（10/10）以内	1 / 2 以内
対象経費	・ 作業員獲得経費（作業員募集広告費、就業説明会開催費、技術習得指導員派遣費等） ・ 新たに雇用した作業員に係る人件費 （上限 1 人月あたり 5 万円） ・ 新たな又は追加の作業に係る人件費 （上限 1 人月あたり 3 万円）	機器導入費用（自動選別機、洗浄機、自動殻むき機、トンネルフリーザー、原貝自動供給システム、魚肉採取機、オートヘッダー、フィレマシーン、ミートほぐし機、深絞り充填機等の導入に必要な経費）
事業実施期間	交付決定日から事業完了日まで	交付決定日から事業完了日まで

※ 2 当該設備の導入・当該事業の活用によって、ALPS 処理水に関連して輸入規制を強化した特定国・地域への依存を分散することに寄与する効果がある事業

（例：①輸入規制を強化した国・地域において実施していた加工プロセスが中断されたことに対応するために、国内で同様のプロセスを強化する、

②新たな海外販路を獲得することに資する加工能力を向上する、

③新たな販路開拓までの時間を稼ぐための一時買取・保管を効率的に実施で

きるようになる、等)。

4. 補助金交付の要件

(1) 補助率・補助金額

「3. 事業内容」の「補助率」及び「補助金額」に記載のとおりとします。

最終的な実施内容、採択額については、第三者の有識者による審査等を踏まえ、調整した上で決定します。

(2) 補助要件

「3. 事業内容」の「対象品目」及び「補助対象者」に記載のとおりとします。

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※ 事業終了前の支払い(概算払)が認められる場合は制限されていますので、ご注意ください。

(4) 支払額の確定方法

事業終了後、当該補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。

このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(5) 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限ります。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料※を添付してください。

※ 本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

請負先又は委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限ります）も、同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要です）。

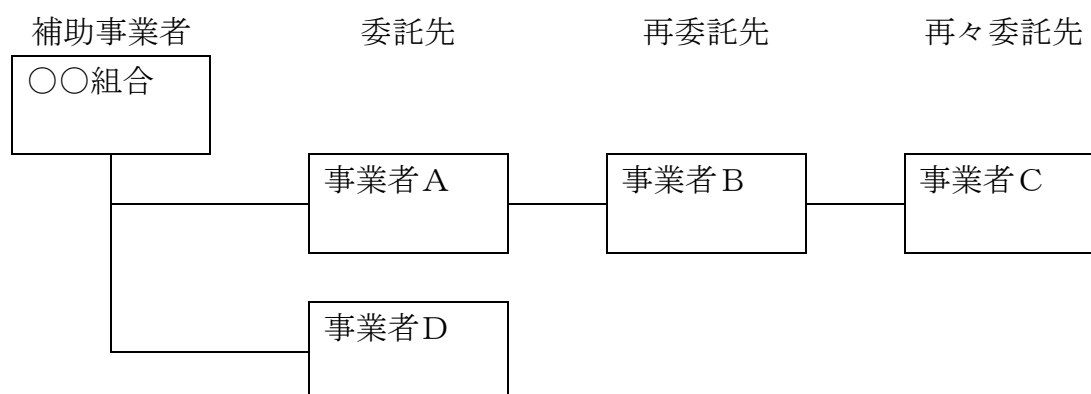
【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問いません。）

事業者名	当組合との関係	所在地	契約金額 (税込み)	業務の範囲
事業者 A	委託先	東京都〇〇 区・・・・	※算用数字を使用し、 円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者 B	再委託先（事業者 A の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者 C	再々委託先（事業者 B からの委託先）	上記記載例参照	再々委託先は記入不要	上記記載例参照
事業者 D	委託先	上記記載例参照	※算用数字を使用し、 円単位で表記	上記記載例参照

実施体制図（税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問いません。）



（6）その他

本要領のほか、補助金適正化法等の規定を遵守していただくことになります。

国(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度(本補助金以外の補助金や委託費等)との併願・併用(本補助金に係る交付申請書の提出以後を含む。)は認められません。他の制度との併願・併用について疑問点がある場合には、事前に 10. 問い合わせ先にご相談ください。

5. 申請手続き

（1）受付期間

受付開始日：令和 7 年 5 月 27 日（火）～

（2）申請手続き

申請に関しては、以下のいずれかの方法にて受付を行います。

A) 電子メール

全水加工連が指定するメールアドレスに、以下の書類の電子媒体(各 PDF とし、様式 1～4 は Microsoft Word 又は Excel ファイルも添付)を送付してください。

なお、メールの件名には、「令和 6 年度補正 A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対

策事業）補助金 2 次申請書」と記入してください。

B) 郵送・宅急便

必要書類をダウンロードの上、応募に必要な事項等を入力し、必要書類を封筒に入れて申請してください。

封筒の宛名面には、「令和 6 年度補正 A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業補助金（国内加工体制の強化対策事業）2 次申請書」と記入してください。

(3) 申請書類

1. 以下の書類を提出してください。

- ・ 申請書（様式 1）
- ・ 事業計画書（様式 2）
- ・ 会社等概要書（様式 3 会社概要書、定款、登記全部事項証明書、風評影響の状況を説明する資料等含む）
- ・ 決算報告書（直近 3 期分）（貸借対照表、損益計算書及び販売費及び一般管理費の計算内訳（又はそれらに代わるもの）、製造原価報告書（又はそれらに代わるもの）、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書（作成されている場合）
- ・ 役員名簿（参考様式 1）
- ・ 積算基礎（参考様式 2）
- ・ 人件費経費内訳書（参考様式 3）
- ・ 機器等見積書（機器導入等支援を申請の場合）
- ・ 雇用予定条件書又は雇用契約書（人材活用等支援を申請の場合）
（未定の場合は、想定雇用予定条件書）

2. 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類の返却はできません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。また、採択された事業の内容について、国が開催する会議等で紹介させていただくことがあります。

3. 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

4. 申請書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 申請書類の提出先

応募書類は、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

(メールによる提出先)

なお、メール送付にあたっては、以下の点にご注意願います。

ア. 一度に 10MB を超えない容量での送信を御願います。必要に応じて、送付資料が分

かるように分割してお送りください。

- イ. メールの件名を「【提出】令和6年度補正ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金 2次申請書」としてください。
- ウ. メールの本文に、「所属組織名」「連絡先氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記してください。
- エ. メール送付を送付し、送信してから2日程事務局から返信がない場合は事務局まで問い合わせをお願いいたします。

メールアドレス：alps-info@zensui.jp

(郵送・宅配便による提出先)

ア. 郵送先

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町1-9-2 人形町富士ビル3階

全国水産加工業協同組合連合会

ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金 事務局 宛

イ. 注意事項

必要書類を封筒に入れて申請してください

封筒の宛名面には、「令和6年度補正ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業補助金（国内加工体制の強化対策事業）2次申請書」と朱で記入してください。

※ 事務局窓口への持ち込み、FAXによる提出は受け付けておりません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入し送付ください。

6. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、全水加工連による書面審査のほか、第三者の有識者による審査(非公開)を行い決定します。なお、必要に応じて申請に関するヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 本事業の必要性

- ・取組計画を実施することにより、国内加工体制の強化が図られる計画となっていること
- ・ALPS処理水に関連して輸入規制を強化した特定国・地域への依存を分散することに寄与する計画となっていること
- ・令和5年度予備費事業で採択となった事業者については、令和5年度予備費事業で申請した際の加工能力よりも向上し、さらなる国内加工体制の強化が図れる計画となっていること

② 取組計画の適格性

- ・ 事業の目的及び内容と親和性があること
- ・ 補助要件(対象とする水産物、申請者の要件、補助金額、事業実施期間等)が満たされていること

③ 取組計画の実現性・合理性・効率性・継続性

- ・ 事業実施の確実性を有すること
- ・ 事業の効果・効率性が高いこと
- ・ 事業スケジュールが実施可能であること
- ・ 事業の継続が見込めること

④ 取組計画の評価

- ・ 評価手法が具体的かつ客観的になっていること

⑤ 実施体制の適格性

- ・ 補助対象経費の内容及び額が適正であること
- ・ 事業実施者として、組織・人員、財政基盤において適格性を有すること

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、全水加工連の下記のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

予算の上限等により、採択額は申請額と異なる場合もあります。

A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金

<https://www.zensui.jp/alps-6/index.html>

7. 交付決定について

採択された申請者が全水加工連に補助金交付申請書を提出し、それに対して全水加工連が交付決定通知書を申請者に送付した後、事業開始となります。なお、補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

また、(申請額から減額採択となった場合も含め)原則として事業計画書記載の実施内容を全て実施頂く必要がありますが、採択決定後から交付決定までの間に、全水加工連との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などを変更できる場合があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

その他、交付決定後、当該補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。加えて、補助事業の適正な遂行のため、必要な調査へのご協力をお願いすることがあります。

8. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要で、本事業の対象として明確に区分できる経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には次のとおりです。

新たに雇用した作業員に係る人件費	事業を実施するため新たに発生する作業を目的として、事業実施者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価とします。
------------------	---

新たな又は追加の作業に係る人件費	事業実施者が現在雇用している者に対し、事業を実施するため新たに発生した作業を実施した実働に応じた対価とします。
作業員獲得経費	事業を実施するために必要な作業員獲得のために必要な、作業員募集広告費（広告代、ホームページ作成代等）、就業説明会開催費（会場費等）、技術習得指導員派遣費（指導員の謝金、旅費交通費等）等とします。
機器導入費	事業を実施するために必要な機器（自動選別機、洗浄機、自動殻むき機、トンネルフリーザー、原貝自動供給システム、魚肉採取機、オートヘッダー、フィレマシーン、ミートほぐし機、深絞り充填機等）の導入に必要な経費とします。

（２）補助対象経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものに関する経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費(ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。)
- ・ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費を証明できない経費

（３）補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ・ 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・ 免税事業者である補助事業者
- ・ 簡易課税事業者である補助事業者
- ・ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第３に掲げる法人の補助事業者

- ・ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ・ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

9. その他

- (1) 補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者を選定してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、又は補助事業の一部を第三者に委託し、若しくは第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額 100 万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)、そのために必要な措置を講じてください。
掲載アドレス:http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- (5) 補助事業者は、全水加工連が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定通知書記載の補助事業完了期限日のいずれか早い日までに実績報告書を全水加工連に提出しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した日の属する会計年度の終了後 5 年間、全水加工連の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (8) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により、補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (9) 代表者(代表者、法人でその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。))について、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

10. 問い合わせ先

全国水産加工業協同組合連合会

A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業 事務局

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町 1-9-2 人形町富士ビル 3 階

電話：03-3662-2040

E-mail：alps-info@zensui.jp

※ 申請関係に係るお問い合わせは、原則、お問い合わせフォームまたは、電子メールでお願いします。

なお、電子メールでのお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「【問い合わせ・相談】令和6年度補正 ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金」とし、質問者の会社名・団体名、氏名、連絡先（TEL, E-mail 等）を明記の上、事務局 宛にお送りください。

件名や項目が欠けていると、お問い合わせ・ご相談に回答できない場合がございますので、予めご了承ください。